

平成17年(ワ)第14143号 謝罪広告等請求事件

平成17年(ワ)第24104号 謝罪広告等請求事件

原告準備書面(4)

2006(平成18)年4月21日

第1 請求の趣旨の追加

原告西川直子および同菅野賢治については、以下の通り請求の趣旨を追加する。

- 1 被告は、原告西川直子および同菅野賢治に対し、本判決確定の日から7日以内に、別紙記載の内容の謝罪広告を、東京都公式ホームページ (<http://www.metro.tokyo.jp>) に、別紙に記載した掲載条件で1ヶ月間掲載せよ。
- 2 被告は、原告西川直子および同菅野賢治に対し、本判決確定の日から7日以内に、別紙記載の内容の謝罪文を交付せよ。

第2 請求の原因の整理

請求の原因中、名誉毀損等を構成する事実摘示について、原告は以下の通り主張を整理する。

1 従前の主張

原告らの従前の主張は、以下の通りであり、これは維持する。

- (1) 被告は、2004(平成16)年10月19日、東京都庁第1庁舎5階大会議場で開催された「ザ・トウキョウ・ユウ・クラブ (the Tokyo U-club)」の設立総会において、「フランス語は数を勘定できない言葉だから国際語として失格しているのも、むべなるかなという気がする。そういうものにしがみついている手合いが反対のための反対をしている。笑止千万だ。」との発言をした(以下「本件発言(1)」という。)
- (2) 本件発言(1)は、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断すると、①フランス語は数を勘定できない言葉である(以下「本件摘示事実①」という)、②フランス語は国際語として失格している(以下「本件摘示事実②」という)、との事実を摘示するものである。

2 請求原因事実の追加

原告西川直子及び同菅野賢治については、上記1に加えて以下の通り摘示事実を追加する。

- (1) 被告は、本件発言(1)をしたほか、次のとおり発言をした。
 - ア 被告は、上記1(1)記載の日時・場所において、東京都立大学を含む都立四大学の廃止と首都大学東京の新設に関し、「人間というのは物事の変化というものが一番怖い、新しい事態というものを迎え入れることが非常に出来にくい、本質的に保守的な動物であるが、今度のこの大学の構想についても、(先般、一部のバカ野郎が反対して文部科学省の科学研究費が出なくなったのと同様)、これに反対する連中は、本当に保守的であり退嬰的な人達ばかりである。その過程で聞いたことであるが、(東京都立大学においては)ドイツ語の先生が十数人いて受講者が4人しかいない、フランス語の先生が8人いて受講者がひとりもない。」旨を発言し(以下「本件発言(2)」という。)、次いで、本件発言(1)を行い、更に、その直後に、「こういうもの(数を勘定できず、かつ、国際語として失格しているフランス語)にしがみついている手合いが、首都大学東京の高橋理事長につけ込んで、反対のための反対をし、笑止千万な、反逆にもならない反逆をしている。」旨を述べたものである(以下「本件発言(3)」という。)
 - イ 更に、被告は、東京都立大学においては、仏文学専攻希望者やフランス語の専攻希望者、受講者

及び履修者が一人もいないという発言を以下のとおり、繰り返し行った（以下併せて「本件発言(4)」という。）。

- ① 平成15年12月24日：「それから、もっと具体的な小さな点をあげますと、ほとんど希望者のない専攻科がある。独文は2人、仏文はゼロ。」（被告、記者会見）（甲35号証P.16）
- ② 平成16年3月2日：「平成15年の4月、1年生から2年生への専攻決定時に、全く希望者のない専攻、ほとんど希望者のない専攻が二つあります、独文が二人、仏文はゼロ。」（東京都議会第一回定例会、大西英男議員の代表質問に対する被告の答弁）（甲35号証P.21）
- ③ 平成17年7月15日：「調べてみたら、8～9人から、10人近いフランス語の先生がいるんだけど、フランス語を受講している学生が一人もいなかった」「先進国の東京の首都大学で語学に対する学生たちの需要というのも、フランス語に関しては皆無に近い」（都知事定例記者会見）（甲7号証の2）

- (2) 本件発言(1)ないし(4)は、当該部分の前後の文脈（「ザ・トウキョウ・ユウ・クラブ (the Tokyo U-club)」の設立総会における祝辞としてなされたとの事実を含む。）や、発言当時に都立四大学の廃止と首都大学東京の新設に関して一般視聴者が有していた知識ないし経験等（被告が、平成15年12月24日の記者会見において、「新大学構想に反対しているのは保守的、悪くいえば保身、退嬰的な一部人文科学系教員である」と発言したことを含む。）を考慮して、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断すると（最判平成9年9月9日判例時報1618号52頁参照）、本件摘示事実①および②のほかにも、以下の事実を摘示するものである。

すなわち、東京都立大学のフランス語またはフランス語文学の教員らは、数を数えられず、かつ、国際語として失格しているフランス語にしがみついている（以下「本件摘示事実③」という。）と、同教員らの講座には、専攻希望者、受講者および履修者が一人もいない（以下「本件摘示事実④」という。）と、同教員らは、新大学構想についても、保守的、自己保身的かつ退嬰的な考えから、反対のための反対をしている（以下「本件摘示事実⑤」という。）と、との各事実を摘示するものである。

- (3) 本件摘示事実①ないし⑤は、いずれも虚偽であり、かつ、原告西川直子および菅野賢治の名誉を毀損し、またその名誉感情を著しく傷つけたものである。

以上

.....

別紙

お詫び

私は、2004年10月19日、首都大学東京をサポートする会員制クラブ the Tokyo U-club の設立総会等において、「フランス語は数を勘定できない言葉だから国際語として失格しているのも、むべなるかなという気がする。そういうものにしがみついている手合いが反対のための反対をしている。笑止千万だ」との発言、「東京都立大学のフランス語またはフランス語文学の教員らの講座には、専攻希望者、受講者および履修者が一人もいない」旨の発言及び「同教員らは、新大学構想についても、保守的、自己保身的かつ退嬰的な考えから、反対のための反対をしている」旨の発言をしましたが、フランス語が数を勘定できない言葉であるとの点、フランス語が国際語として失格しているとの点、及び東京都立大学のフランス語またはフランス語文学の教員らの講座には、専攻希望者、受講者および履修者が一人もいないとの点はいずれも事実ではありません。このような誤った事実に基づき、フランス語を母語として使用し、フランス語学校を運営又は経営し、フランス語又はフランス語によって表記されるものを研究してその成果を教授し、フランス語の通訳・翻訳その他フランス語を業務の手段とし、さらには、フランス語を学習する人々の名誉のみならず、東京都立大学において、フランス語、フランス文学を研究・教授してきた原告西川直子殿及び原告菅野賢治殿の名誉を著しく毀損しましたことを、ここに深く陳謝します。

東京都知事 石原 慎太郎

[掲載条件]

- 1 大きさは、1ページとする。
- 2 年月日はホームページ掲載の日を記載する。
- 3 「お詫び」「東京都知事 石原慎太郎」の各文字は14ポイントゴシック、その他の文字は12ポイント明朝とする。
- 4 謝罪広告の日に被告が東京都知事職を辞している場合は、「東京都知事 石原慎太郎」を「(前)東京都知事 石原慎太郎」とする。